

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜、  
祭日、  
がと日  
の翌日  
を以て  
当分の  
日とす)

## 目次

- ◇告 示 保安林の指定予定(二件)(森林保全課)  
保安林の指定の解除予定(五件)(シ)  
公有水面の埋立ての免許の出願(漁港課)  
土地収用法による事業の認定(管理課)  
県道の路線の認定(道路課)  
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
- ◇公 告 公募型指名競争入札の実施(管理課)  
平成七年八月鳥取県告示第五百六十二号中訂正
- ◇正 誤

## 告 示

### 鳥取県告示第五百八十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 保安林予定森林の所在場所

米子市長砂町五九一、六一〇から六一四まで、二〇の六、五七四、五九三、五九六、  
観音寺字岩崎ノ一 六八六の一、字戸上三五の一、字地藏院一四六の二、一九〇、日  
原字石畑ケ六四九、字宮ノ峠山六五〇、六五二、字後山二六八、二六九の一、字下山  
二九四から二九六まで、三〇七、三〇八、字家ノ前三二七、三二八、字山ノ越二八三  
の一、二八四、二八五の一、二八六から二八八まで、二八九の一、二九〇の一、二九  
一の一、二九二、二九三の一

### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採できる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上の

ものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

### 四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

観音寺字戸上三五の一、字地藏院一四六の二

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第五百八十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十

六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字河井上江七六九の一、七七〇から七七三まで、七七五、七七七、大字篠坂字川ノ谷五三〇の一、五三〇の二、五三一、八東町大字新興寺字隠谷六八五の一、六八五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字隠谷六八五の一、六八五の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採できる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和

二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字高山字下夕猫山三三〇・字戸坪三五二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三五三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字カ子ヶ森九〇七の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため。

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中原字野々段九〇五・九〇六の二・大字尾見字中谷五九四・大字大内字若林九七五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため。

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字八葉寺字西菅原八六三の三〇・八六三の三一・八六三の三八・八六三の四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源かん養

三 解除の理由

林道用地とするため。

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字高山三三三の七四から三三三の七七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため。

鳥取県告示第五百八十七号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 岩美郡岩美町大字網代四一五、四一八及び四一九の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに14の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び22の地点と14の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七分三七秒）から九〇度二一分一九秒、一八五・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から八六度五三分二〇秒、五・六〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一七六度二二分〇三秒、七・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から八六度五一分〇〇秒、三四・二〇メートルの地点

5の地点 4の地点から三四三度五三分二四秒、三六・七〇メートルの地点

6の地点 5の地点から六二度四六分一二秒、〇・八〇メートルの地点

7の地点 6の地点から七七度五三分五六秒、三・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から七七度一五分三六秒、九・五〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三三九度一五分〇〇秒、一二・五〇メートルの地点

10の地点 9の地点から三三七度五二分四八秒、二六・六〇メートルの地点

11の地点 10の地点から二三八度〇七分一二秒、三〇・八〇メートルの地点

12の地点 11の地点から一四八度五二分四八秒、四七・九〇メートルの地点

13の地点 12の地点から三三七度三三分三二秒、一三・二〇メートルの地点

14の地点 13の地点から三三七度五二分四八秒、四・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から三三七度四五分〇〇秒、八七・三〇メートルの地点

16の地点 15の地点から二六三度二九分二四秒、二・八〇メートルの地点

17の地点 16の地点から一七二度一三分一二秒、六・七〇メートルの地点

18の地点 17の地点から二六三度一八分三六秒、一〇・〇〇メートルの地点

19の地点 18の地点から二六三度一六分四八秒、三二・八〇メートルの地点

20の地点 19の地点から一四七度五三分二四秒、一三・八〇メートルの地点

21の地点 20の地点から五七度四八分三二秒、一二・八〇メートルの地点

22の地点 21の地点から一四七度五三分二四秒、八六・七〇メートルの地点

(三) 面積

四、三一〇・六六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一五、四一八及び四一九の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からセの地点までを順次に直線で結んだ線及びセの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 網代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七

分三七秒) から九四度二九分一七秒、七九・六〇メートルの地点

イの地点 アの地点から八六度一五分一八秒、七四・二〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から一七六度一三分二秒、八・五〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から八六度一分二四秒、五六・四〇メートルの地点

オの地点 エの地点から三九度二分〇〇秒、一・三〇メートルの地点

カの地点 オの地点から三四四度〇六分三六秒、三七・七〇メートルの地点

キの地点 カの地点から七六度二九分二四秒、二二・〇〇メートルの地点

クの地点 キの地点から三三三度〇七分二二秒、三〇・四〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から三二七度三〇分三六秒、一〇三・三〇メートルの地点

コ地点 ケの地点から三二二度二九分二四秒、二八・〇〇メートルの地点

サの地点 コの地点から二四二度三七分二二秒、二八・二〇メートルの地点

シの地点 サの地点から二四九度五八分四八秒、三〇・九〇メートルの地点

スの地点 シの地点から一七二度三〇分三六秒、一〇・二〇メートルの地点

セの地点 スの地点から二六三度二分三三秒、九三・一〇メートルの地点

(三) 面積  
二五、〇八八・三五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成七年七月二十八日

鳥取県告示第五百八十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

三代寺地区屋外運動場建設工事

三 手続の開始をする土地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字三代寺上前田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一

国府町役場

鳥取県告示第五百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
503	赤碕東郷自転車道線	東伯郡赤碕町	東伯郡東郷町	東伯郡東伯町 東伯郡大栄町 東伯郡北条町 東伯郡羽合町

鳥取県告示第五百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年一月二十三日 鳥取県指令受都計三一第一十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字山王、字高木及び字東井手口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社 海南開発

代表取締役 森 岡 大之助

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年二月二十八日 鳥取県指令受都計三一第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一一五

日吉津村土地開発公社

理事長 益 田 信 夫

公 告

主要地方道西伯根雨線橋りょう整備工事（舟場橋上部工）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年8月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道西伯根雨線橋りょう整備工事（舟場橋上部工）

(2) 工事場所 日野郡日野町舟場

(3) 工事内容

ア 本工事は、一級河川日野川に架かる橋梁上部工L=90.0m、W=16.0mを製作・架設する工事である。

イ 橋梁架設にあたり、河川内に仮設道路を設け橋梁下から架設する計画としているため、出水期には仮設道路を撤去するよう努めるとともに、施工期間中河川が汚濁しないよう注意して施工する必要がある。

(4) 工事概要

橋梁上部工製作・架設 L=90.0m

<p>設計荷重：B活荷重</p> <p>上部工型式：2径間連続非合成鋼箱桁橋（耐侯性鋼材）</p> <p>橋長：L=90.0m</p> <p>支間長：44.4m+44.4m</p> <p>幅員：全体 W=16.0m</p> <p>（内訳 車道=3.00m×3，歩道=3.00m×2）</p> <p>斜角：70度</p> <p>架設工法：トラッククレーン工法（ベント工法）</p> <p>橋面工：鉄筋コンクリート床版 一式</p> <p>舗装工 一式</p> <p>高欄工 一式</p> <p>(5) 工期 平成7年9月から平成8年10月31日まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者</p> <p>技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。</p> <p>(3) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち鋼構造物工事に係るものを選択すること。</p> <p>(4) 平成7年8月25日（金）から同年9月29日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。）における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。</p> <p>(6) 道路橋における連続鋼箱桁橋上部工の桁製作から架設工事までの一連の工事</p>	<p>（以下「同種工事」という。）として平成2年度以降に元請けとして完成させた施工実績（共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30%以上の場合のものに限る。）があること。</p> <p>(7) 当該工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格証又は監理技術者証の交付を受けている者</p> <p>ウ 昭和60年度以降において、元請けとして同種工事を完成させた鋼橋上部工の架設工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成7年8月25日（金）から同年9月4日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>ア 提出期間</p> <p>平成7年8月25日（金）から同年9月4日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ウ 提出方法</p>
---	---

- 技術資料は、持参の上提出しなければならない。
- (3) 技術資料の審査  
提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。
- 4 その他
- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）に対して行うこと。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

正 誤

平成七年八月鳥取県告示第五百六十二号（景観形成地域基本計画の決定について）中の次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 十六 因幡白兔景観形成区域、 因幡白兔景観形成区域  
北条砂丘景観形成区域に  
おける国道9号の北側